

令和6年度（令和5年度分） 指定管理者評価表【基本事項】

1. 指定管理施設及び指定管理者概要

施設名称		周南市新南陽総合福祉センター			所管課	地域福祉課	
所在地		周南市古川町 1 番 1 7 号					
設置年月日		平成7年7月				☎ 2 2 - 8 4 6 5	
設置目的		地域における福祉活動の拠点として市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。					
施設概要		建物構造：鉄筋コンクリート造り3階建て延床面積：1,958平方メートル					
指定管理者	名称	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会					
	代表者	会長 佐原 昌弘					
	所在地	周南市速玉町 3 番 1 7 号					
	連絡先	電話	0834 - 22 - 2115	E-mail	kanri@shunan-shakyo.or.jp		
		ホームページアドレス		http://www.shunan-shakyo.or.jp			
指定期間		令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日				年数	5 年間
募集方法		非公募		料金制度		使用料	
指定管理の主な業務		(1) 各種の研修及び相談事業に関すること。 (2) 各種福祉団体及びボランティアの育成並びに支援に関すること。 (3) コミュニティ活動に関すること。 (4) 施設の維持・管理					

2. 施設の運営状況

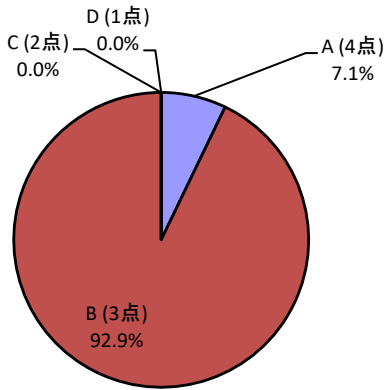
目標管理	目標指標名		年 度	R5年度	R6年度
	①	延べ利用者数（人）	目標値	15,000	15,000
			実績値	13,100	—
	②		目標値		
実績値				—	
指定管理業務 に係る収支状況	項目		収支計画額（円）		実績額（円）
	収 入	指定管理料	30,522,119		25,992,426
		利用料金収入	0		0
		その他の収入	0		0
		計	30,522,119		25,992,426
	支 出	人件費	4,621,000		4,586,512
		物件費	14,891,000		9,711,066
		委託料	9,309,000		9,005,262
		その他	1,810,000		1,535,597
		計	30,631,000		24,838,437
	参 考	使用料収入	0		799,930
		自主事業収入	0		0
		自主事業経費	0		0

令和 6 年度（令和 5 年度分） 指定管理者評価表【評価】

施 設 名	周南市新南陽総合福祉センター		
指定管理者名	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会		
評価項目	評価事項・不適切事項等	評価	
目標の達成状況	施設管理における不適切事項等は確認されず、安定した指定管理体制が整えられている。 目標指標の「延べ利用者数」については、目標値の達成は出来ていないものの、利用者数は昨年度の実績を上回っており、今後の利用者数の増加が期待される。	B	
体制・人事	事業計画書に記された通り適正に人員が配置され、施設運営が行われている。	B	
業務の運営	施設利用許可に関する業務、施設維持管理に関する業務などが適切に行われ、各種福祉団体・コミュニティ活動の支援が行われている。	B	
施設の維持管理（衛生・美観）	定期的な清掃により、施設が清潔に保たれている。	B	
施設の維持管理（点検・修繕等）	各種法定点検やその他点検を着実に実施し、修繕箇所については市と連携しながら適切に対応を行っている。	B	
緊急時の対応	火災・事故・災害時の対応マニュアルが整備されており、緊急時の連絡体制も構築されている。	B	
サービス向上 自主事業	利用者への声掛けなどを行い距離を縮めることにより、指定管理者として利用者に信頼される施設運営が行われ、施設が地域の福祉拠点としての役割を果たしている。 利用者アンケートでも、「感謝している」「挨拶が気持ちいい」という意見が寄せられている。	B	
P R ・情報提供	周南市社会福祉協議会ホームページ内に新南陽総合福祉センター専用の紹介ページを作成し、施設概要や利用方法の周知を行っている。	B	
苦情(要望・意見)への対応	苦情に対しては、新南陽総合福祉センター職員だけでなく、周南市社会福祉協議会全体で苦情への対応・解決を図る体制が整えられている。	B	
情報共有	平時から市と指定管理者との間の連絡を密に行っており、障害・緊急的な修繕の発生などのトラブル発生時には、両者で連携して対応する体制が整えられている。	B	
利用者満足度調査	全ての項目で、「非常に満足」「おおむね満足」という回答が8割を超えており、自由意見においても職員の対応には肯定的な評価を受けている。設備に対する意見など、指定管理者で対応できないものも寄せられているが、指定管理者で対応できるものは独自に対応して、施設運営に反映している。	A	
収支状況	指定管理料の範囲内で、施設の運営ができている。	B	
経理事務の状況	指定管理に係る会計は、周南市社会福祉協議会により適正に経理処理をされている。 使用料の報告も適切に行われ、使用料の未納も発生していない。また、収納した利用料も遅滞なく納入されている。	B	
コンプライアンス	協定書で定める市への提出物は、適切に市に提出されている。	B	
新南陽総合福祉センターは、地域の福祉活動・市民活動の拠点として設置された施設であり、館内には社会福祉協議会新南陽支部をはじめ、周南西部地区地域包括支援センターや他法人が運営する新南陽デイサービスセンターが併設されているなど、複合的な地域福祉機能を抱えた施設となっている。貸館における施設の利用も、福祉団体や地区コミュニティ団体、サークルグループ、個人など多岐に渡っている。 今年度の利用者数は、昨年度よりも約500名増加しており、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ地域の福祉活動・市民活動が、回復傾向にあることが伺える。 指定管理の実施状況も特に問題となる点もなく、安定した施設運営が行われていることから、今後も引き続き利用者の需要に応え、信頼される施設運営に取り組んでいただきたい。		総合評価	B
		平均点	3.1

※4点満点

評価結果の割合



※端数処理のため、評価結果(A～D)の割合の合計が100%にならない場合があります。

項目別評価結果

